

太田市下水道認可区域接続及び区域外接続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第9条第1項に規定による供用開始公示区域（以下「供用開始区域」という。）となっていない区域からの下水道への接続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (3) 公共ます 太田市公共ます設置要綱（平成18年7月1日太田市制定。以下「ます要綱」という。）の規定により設置される施設をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 認可区域接続 下水道法第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けている区域（以下「認可区域」という。）で汚水の排除が可能な下水道本管へ接続するものをいう。
- (6) 区域外接続 予定処理区域となっていない区域で、汚水の排除が可能な下水道本管へ接続するものをいう。

(施工)

第3条 認可区域接続を行う者は、太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）、太田市下水道条例施行規則（平成17年太田市規則第228号）及びます要綱の規定に準じて施工を行わなければならない。

(許可の要件)

第4条 区域外接続を行うことができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、公共施設及び社会福祉法人、医療法人、学校法人の施設並びに公益上特に必要であると市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 公共ます及び排水設備の構造が法令等に定める基準に適合していること。
- (2) 排水設備から排除される汚水の水質が法令等に定める基準に適合していること。
- (3) 建築物の敷地が現に下水道が敷設されている道路に面しており、公共ますの敷設で公共下水道に下水を流入させることができ、かつ、その流入が自然流下で可能なものであること。
- (4) 下水道の計画及び維持管理に支障がないこと。

2 前項各号に掲げる要件を満たす区域外接続で、法第2条第4号に規定する流域下水道に接続する場合は、市長は、群馬県流域下水道維持管理要綱（昭和56年4月1日群馬県制定）の規定により、流域下水道の管理者と協議をしなければならない。

(工事費の負担)

第5条 公共ますの設置工事に要する費用負担は、次のとおりとする。

- (1) ます要綱第5条の規定は、認可区域接続について準用する。
- (2) 区域外接続に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(維持管理等)

第6条 認可区域接続及び区域外接続に係る下水道本管から公共ますまでの所有権は、費用負担にかかわらず市に帰属するものとし、維持管理等は、ます要綱第8条の規定に準じて行うものとする。

(申請)

第7条 認可区域接続を行う者は、下水道認可区域接続届（別記様式）を市長に提出し

なければならない。

- 2 区域外接続を行う者は、太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例（令和5年太田市条例第18号）第3条の規定により市長の許可を受けなければならない。

（申請の取り下げ）

第8条 前条第2項の申請を取り下げの場合は、前条の規定により交付された許可書を市長に返納しなければならない。

（受益者負担金）

第9条 認可区域接続に伴う受益者負担金は、太田市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年太田市条例第230号）第5条の規定に基づき、受益者負担金を賦課しようとする区域の公示後に賦課、徴収するものとする。ただし、受益者から公示前に一括納付する旨の申出があった場合にはこの限りでない。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（太田市公共下水道への供用開始公示区域外からの接続に関する要綱の廃止）

- 2 太田市公共下水道への供用開始公示区域外からの接続に関する要綱（平成19年2月1日太田市制定）は、廃止する。